

平成24年山形村議会第2回定例会

議事日程（第3号）

平成24年6月14日（木曜日）午後 1時00分開会

開議宣告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 提出議案の訂正について
《委員会付託請願・陳情、審議、表決》
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第 3 24請願第 1号
《既提出議案、審議、表決》
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第 4 議案第32号
- 日程第 5 議案第33号
- 日程第 6 議案第34号
- 日程第 7 議案第35号
- 日程第 8 議案第36号
- 日程第 9 議案第37号
- 日程第10 議案第38号
- 日程第11 議案第39号
- 日程第12 議案第40号
- 日程第13 議案第41号
- 日程第14 議案第42号
- 日程第15 議案第43号
《追加議案、審議、表決》
(追加説明、質疑、討論、採決)
- 日程第16 発議第8号
- 日程第17 閉会中の継続審査の申出について
- 日程第18 議員派遣の件について
- 閉会宣告

出席議員（12名）

1番	大池俊子君	2番	三澤一男君
3番	小林武司君	5番	神通川清一君
6番	宮澤敏君	7番	竹野園麿君
8番	柴橋潔君	9番	中村弘君
10番	大月民夫君	11番	竹野入恒夫君
12番	上条浩堂君	13番	上條光明君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	清沢實視君	副村長	百瀬泰久君
教育長	山口隆也君	会計管理者	中村俊春君
総務課長	笹野初雄君	税務課長	野口英明君
住民課長	青沼永二君	保健福祉課長	小野勝憲君
子育て支援課長	中村康利君	保育園長	倉科寛君
産業振興課長	住吉誠君	建設水道課長	赤羽孝之君
教育次長	根橋範男君	総務課財政係長	上條憲治君

事務局職員出席者

事務局長	小口正君	書記	児玉佳子君
------	------	----	-------

◎開議の宣告

○議長（上條光明君） それでは、全員が出席で定足数に達しておりますので、ただいまから平成24年第2回山形村議会定例会の本会議を再開します。

（午後 1時00分）

◎議事日程の報告

○議長（上條光明君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（上條光明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、2番・三澤一男議員、3番・小林武司議員を指名します。

◎議案の訂正について

○議長（上條光明君） 日程第2、「議案の訂正について」議題とします。

お手元に配付のとおり、6月8日付「議案第35号山形村国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、議案の訂正請求が提出されました。

議案第35号について、請求のとおり訂正したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（上條光明君） ご異議ないものと認め、「議案第35号山形村国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、請求どおり訂正することに決定しました。

◎委員会付託請願の審議、表決

○議長（上條光明君） これより議事に入ります。

委員会に付託された請願の審議、表決を行います。

既に所管の常任委員会に付託して審査いただいております請願のうち、委員会の審査結果が出たものについて、これより審議、表決いたします。

常任委員会の審査結果は、お手元に配付の請願審査結果報告のとおりですが、ここで福祉文教常任委員長の審査結果の報告を求めます。

大月民夫福祉文教常任委員長。

（福祉文教常任委員長 大月民夫君 登壇）

○福祉文教常任委員長（大月民夫君） それでは、福祉文教常任委員会に付託されました請願の審査結果を報告いたします。

本委員会に付託された請願につきましては、去る6月12日、委員会審査を行い、24請願第1号『義務教育費国庫負担制度』の堅持に関する請願書については、採択とし、措置として、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣に意見書の提出がよいものと決定いたしました。

以上、会議規則第94条第1項の規定により、福祉文教常任委員会の審査結果の報告を申し上げましたので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（上條光明君） 委員長の報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

委員長報告に質疑のある議員の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（上條光明君） 質疑もないようですので、質疑を終結します。

これより、本請願について討論、採決を行います。

◎24請願第1号

○議長（上條光明君） 日程第3、24請願第1号『義務教育費国庫負担制度』の堅持に関する請願書について討論、採決を行います。

お諮りします。本請願は討論を省略し直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（上條光明君） 異議がありますので、宮澤敏議員。

済みません、異議がありますので討論を行います。

宮澤敏議員。

失礼しました。最初に、本案に反対の議員の討論を許します。

宮澤敏議員。

- 6番（宮澤 敏君） 「義務教育費国庫負担制度」の堅持については、この部分については賛成です。でも、中身をよく読んでみますと、国庫負担率2分の1への復元は国と地方の関係を抜本的に改革する三位一体改革の地方分権の拡充で、地域の特色を踏まえた効率的な取り組みのできる3兆円の税財源委譲の流れの中で決まったことであり、国の顔色を伺いながら補助金を待つ受け身の地方自治からの脱却する第一歩として高く評価されたものであります。

この改革が後戻りするということはありませんので反対をいたします。

以上です。

- 議長（上條光明君） 次に、本請願に賛成の議員の討論を許します。

大池俊子議員。

- 1番（大池俊子君） この義務教育費国庫負担制度の請願についてはずっとやってき、意見書も上げてきました。その中で今、国の状況が国の負担を減らしながら地方へ押しつけるという流れになっています。

その先ほど宮澤議員の言われました国庫負担を3分の1から2分の1に戻せというのは当然のことであり、また今の税と社会保障の一体改革にも見られるように、国はいよいよ国民に負担を強いてくるという状況のもとで教育の平等性、義務教育の無償の権利の保障の問題から見てもこれは当然のことと思いますので賛成討論としたいと思います。

- 議長（上條光明君） 以上で討論を終結し直ちに採択したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（上條光明君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

本請願についての福祉文教常任委員長の報告は、採択であります。

本請願を採択と決するに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

- 議長（上條光明君） 起立多数であります。よって、24請願第1号『義務教育費国庫負担制度』の堅持に関する請願書については、採択と決定しました。

◎議案第 3 2 号～議案第 4 3 号

○議長（上條光明君） 日程第 4、議案第 3 2 号から日程第 1 5、議案第 4 3 号までの既提出議案を一括議題として審議、表決を行います。

各議案の常任委員会審査結果は、お手元に配付の議案審査報告書のとおりであります。ここで各常任委員長の議案審査結果の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員長の報告を求めます。

三澤一男総務産業常任委員長。

（総務産業常任委員長 三澤一男君 登壇）

○総務産業常任委員長（三澤一男君） それでは、総務産業常任委員会に付託されました議案の審査結果の報告をいたします。

本委員会に付託された議案につきましては、去る 6 月 1 1 日の委員会審査の結果、当委員会所管の議案第 3 3 号から議案第 3 6 号までと議案第 3 9 号、議案第 4 2 号、議案第 4 3 号の 7 議案については、お手元に配付の審査結果報告書のとおり原案可決すべきものと決定しましたので、議会規則第 7 7 条の規定によりご報告申し上げます。ご審議をお願いいたします。

○議長（上條光明君） 次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

大月民夫福祉文教常任委員長。

（福祉文教常任委員長 大月民夫君 登壇）

○福祉文教常任委員長（大月民夫君） それでは、福祉文教常任委員会に付託されました議案の審査結果の報告をいたします。

本委員会に付託された議案につきましては、去る 6 月 1 2 日の委員会審査の結果、当委員会所管の議案第 3 2 号及び議案第 3 7 号から議案第 4 1 号までの 6 議案については、お手元に配付の審査結果報告書のとおり原案可決すべきものと決定しましたので、会議規則第 7 7 条の規定によりご報告申し上げます。ご審議をお願いいたします。

○議長（上條光明君） 各常任委員長の審査報告が終わりましたので、ここで質疑を行います。

委員長報告に質疑のある議員の発言を許します。

上条浩堂議員。

○1 2 番（上条浩堂君） 1 2 番、上条浩堂です。総務産業常任委員長にお尋ねします。

議案第39号「平成24年度山形村一般会計補正予算（第1号）」の中で、地域スポーツ振興出資金として300万円が上程されておりますが、これの審査、討論の内容をお聞きいたします。

○議長（上條光明君） 三澤一男総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（三澤一男君） 私どもに付託されております議案39号、款の2総務費、項1総務管理費、目企画費、節24投資及び出資金として松本山雅へ出資の審査に関する件については、報道内容についての質疑はありましたが、審査内容に関するそのものではありませんでしたのでご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（上條光明君） ほかに質疑はありますか。

（発言する者なし）

○議長（上條光明君） 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

続いて、順次討論、採決を行います。

それでは最初に、議案第32号「山形村印鑑の登録及び証明に関する条例の制定について」討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（上條光明君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案件に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案件を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（上條光明君） 起立全員であります。よって、議案第32号「山形村印鑑の登録及び証明に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第33号「山形村手数料徴収条例の一部を改正する条例について」討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（上條光明君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案件に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案件を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(上條光明君) 起立全員であります。よって、議案第33号「山形村手数料徴収条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第34号「山形村下水道条例の一部を改正する条例について」討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(上條光明君) ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案件に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案件を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(上條光明君) 起立全員であります。よって、議案第34号「山形村下水道条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第35号「山形村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」討論、採決を行います。

討論を行います。

最初に、本案件に反対の議員の討論を許します。

大池俊子議員。

○1番(大池俊子君) 1番、大池です。反対の立場から討論したいと思います。

この山形村ではこの国民健康保険税、非常に苦勞しながらなるべく値上げしないよにということで、今回やむを得ず8.5%という数字を出してきました。

しかし、今、村内や、また社会情勢を見ましてもこの保険税、税金を払うのに精いっぱい、払えなくて滞納なんかも村独自でも増えてきています。そういう点から見て、この上げることによって一層のこと病気になっても医者へもかかれない、そういう状況がもっとさらにこう拍車をかけて生まれてくるのではないかとということで心配をしています。

そういう点で一般会計からの法定外繰り入れなんかも行って非常に努力しているこ

とはわかりますが、この値上げについてはどうしても認めるわけにはいかないので反対討論とします。

○議長（上條光明君） 次に、本案に賛成の議員の討論を許します。

三澤一男議員。

○2番（三澤一男君） 今回議案35、審査においては国保協議会からの答申と現在の特別会計の現状からギリギリの値上げであるという答弁をいただきました。私ども委員会としても個人的にも、これは維持していかなければいけないギリギリの内容であるということで賛成討論としたいと思います。

○議長（上條光明君） 以上で討論を終結し直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございますか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（上條光明君） 異議がありますので、本案件に反対の議員の討論を許します。

竹野園麿議員。

○7番（竹野園麿君） 先ほど大池俊子議員が反対討論されましたが、私も似たような感じですが、特に今回の値上げの内容については応能割と応益割、これがいわゆる応能割を減らして応益割を強くしてあるということです。

この間の説明を聞いていますと、今までは応能割と応益割の割合が65対35くらいだと。それが、今回の改正で応能割の特に所得割の部分、これは100分の6.9から100の7.1に改めていたのだけれども、これは率とすれば3%にも満たない。全体としては8.5%上げているにもかかわらず、この部分は3%も、2.9%ぐらいしかない。

したがって、応益割のところでもって全体の8.5%以上になっている。つまり応益のところは10%以上上げてしまっている。つまり今、経済格差が非常に広がっている中、いわゆる低所得者の上げ率が非常に高くなってしまっているの、非常にこれは低所得者にとっては大変な厳しい上げ方になっているというふうに思われますので賛成できない。

それから、またこれは結果的には65対35の応能、応益割の比率を今回の改正でもって60対40にしてしまっているということです。それで、たしかこの国では昔からできるだけ応能割と応益割を50対50にしろというふうに言ってきたのだけれども、たしかもう数年前ですか、これにペナルティーがかけられていた。

いわゆる減額して扱った場合に、国からの低所得者に対して、国からのそれに対する

る手当が少なくなるよと、その比率が50対50に近くないところは、離れているところはペナルティーがあるということだったけれども、たしかそれはペナルティーはなくなったというふうに聞いて私は理解しているのだけれども。

つまりそういうこともなくなったのだから、もっと地域の状況で低所得者、困っている方についてのそういった納めやすい、そういう状況をやっぱり保っていくべきだというふうに私は思いますので、この条例改正の内容については賛成できません。

ただ、全体の額として予算上の数字は必要だろうというふうに思いますが、このそれをいわゆる収入として持っていく内容が、内容についてこの条例ですが、これは賛成できないということで反対討論といたします。

○議長（上條光明君） 次に、本案に賛成の議員の討論を許します。

（発言する者なし）

○議長（上條光明君） 以上で討論を終結し直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（上條光明君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案件に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案件を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（上條光明君） 起立多数であります。よって、議案第35号「山形村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第36号「山形村農業委員会に関する条例の一部を改正する条例について」討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（上條光明君） 異議がありますので、討論を行います。

最初に、本案件に反対の議員の討論を許します。

竹野園麿議員。

○7番（竹野園麿君） これについては、今まで「3人とする」というのを「3人以内とする」と。これ、議会で選ぼうとすれば同じ数だけ選べるから結果的にはあまり意

味としてはあまり変わりはないだろうというふうな感じに見えますが、これ、今まで3人というふうに決められていたけれども、どうも私の感じではなかなか議会の中で3人選び切れなかったというふうに思っております。

これ、「3人以内」とやってしまうと、1人でもいいというふうなことになりまして、選び、なかなかその人が見つからないというふうなことで行って、1人で行ってしまうようなこと、あるいはもっと極論すればなくてもいいのかなという感じもしてきます。

この辺はやっぱりきちんとしておくべきかどうかということについては、もっと議会としてもその辺の議論は詰めなければならないと思うし、農業委員会そのものともやっぱり議論はして、どれだけ一体人数をきちんと選定していった方がいいのかどうかという、そういったことを十分今の農業委員会の状況をしっかり把握した上でもってやっぱりこれは検討、決めるべきだと、そういうふうに思いますので私は反対しません。反対の討論といたします。

○議長（上條光明君） 次に、本案に賛成の議員の討論を許します。

（発言する者なし）

○議長（上條光明君） 以上で討論を終結し直ちに採決したいと思います、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（上條光明君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案件に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案件を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（上條光明君） 起立多数であります。よって、議案第36号「山形村農業委員会に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第37号「山形村教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について」討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略して直ちに採決したいと思います、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（上條光明君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案件に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案件を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(上條光明君) 起立全員であります。よって、議案第37号「山形村教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第38号「農業者トレーニング施設条例の一部を改正する条例について」討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(上條光明君) ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案件に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案件を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(上條光明君) 起立全員であります。よって、議案第38号「農業者トレーニング施設条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第39号「平成24年度山形村一般会計補正予算(第1号)」について討論、採決を行います。

討論を行います。

最初に、本案件に反対の議員の討論を許します。

上条浩堂議員。

○12番(上条浩堂君) 12番、上条浩堂です。今回の一般会計補正予算において、地域スポーツ振興出資金として300万円が上程されております。これに対し反対の立場から討論いたします。

そもそも自治体が民間企業や団体に出資することを可とするのなら、その企業、団体が公平な目で見た場合絶対安心で、倒産や解散の心配等が全くなく、しかも配当がほぼ見込める場合に限り認められるのが相当なる考えではないかと思えます。

しかるに、今回の松本山雅がこれに充当するとは思いません。なぜならこの団体はプロスポーツ界において、またプロサッカー界において確たる地位を確立していると

は言えないからであります。昨年までは地域リーグに所属していて、今年からは2部リーグに昇格したばかりのチームであるからです。2部といえども安定して今のポジションを得ていると断言できないと思います。せめて四、五年以上その状況を観察してからでもよいのではないのでしょうか。

さらに、今回の出資が今後増資申し込みがあったらどう対処するのも全く説明がありませんでしたし、株主として発言や請求権がいかほどあるかも全く不明であります。配当なんかは全く期待できないと思われまして、この株の売却もほとんど不可能だと思われまして。

今の山雅の社長が山形村出身であることを考慮したとしても何ら状況は変わりません。今、村内のスポーツ団体は練習場の確保とその規模に悩んでいます。なかなか練習日がとれない、十分な広さの得られない、満足な練習ができない。そんな中で村内の子供たちのクラブは大変よく頑張っていて好成績を残しているチームも数あります。

地域スポーツに予算計上するとしたら、村内のスポーツ施設の改善こそ最優先されるべきで、いかに松本山雅を地域を挙げて応援していくことに意義があるとしても、我が村にそれだけの余裕があるのなら、ぜひともまず村内を重視していただきたいものであります。予算には優先度が重視されるのが自然で、村民益にも一番なじむものでありましょう。

以上の理由にて、ただ1点、今回の地域スポーツ振興出資金に反対する立場から、本補正予算に反対するものです。

以上、反対討論といたします。

○議長（上條光明君） 次に、本案件に賛成の議員の討論を許します。

大月民夫議員。

○10番（大月民夫君） 10番、大月民夫です。賛成の討論を申し上げます。

ただいまの地域スポーツ振興出資金に関しましては、現段階では村民の圧倒的な多数のご理解を得られるとは私も思いません。一般論で言いますと、費用を投じれば必然的に効果が得られることは今の時代は望めません。

しかし、効果を生むのには知恵を絞った努力が欠かせないということは言うまでもありません。経費削減の時代ではありますが、今回の出資につきましては知恵の出方、また努力次第では山形村を広くアピールする絶好の機会ととらえ、村の特産品の拡販や青少年育成の分野から見ても想像以上の効果が見込まれると期待する村民の声も数多く寄せられております。

知恵を出して努力する環境づくりの面では、出資金額の近隣とのバランスを問う意見も多いわけですが、要請にこたえることが今後のすべての折衝において最良の関係整備が整うものと考えます。

長いスパンで着実な効果を生み出すことで村民の理解と支援の輪が逐次広がっていくものと考えます。なお、今後の取り組みについては、行政サイドとしては安易に関係機関に取り組みを委託することのないように、あくまでも行政としてイニシアチブをとることを強く提言申し上げ賛成討論とさせていただきます。

○議長（上條光明君） 以上で討論を終結し直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございますか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（上條光明君） 異議がありますので、本案に反対の議員の討論を許します。

竹野園麿議員。

○7番（竹野園麿君） 今、反対とそれぞれ賛成の討論がありましたが、もう一方の考え方から申し上げますが、まず今のその出資、300万円の出資です。これについては議会であらかじめ、全協でもって話が、説明がされてもって議論されましたけれども、議会というのは村民の代表でもあるわけですし、そこでもその300万円というのはどうも議会全体として可とするような雰囲気では私はなかったというふうに見ております。

そのときにも出ましたが、例として松本市や塩尻市の額が示されました。なかなか根拠というものは、ただいきなり300万円と言われたらそれが妥当なものかどうかということは全くわかりませんけれども、やっぱり既にある、例としてあるこの地域の自治体のものは1つの参考になろうかというふうに思います。

それから、一応1つの根拠として計算しますと、300万円は高いのではないかと。普通に人口規模だとか財政規模で比較したら数十万円ということになろうかと思えます。その数十万円を切り上げて100万円にすることは私も理解はいたしますけれども、300万円はこれは根拠がない数字だと。

それで、私はこの補正予算にもう1個は社協へ今回4,000万円出す、補助金として出すこの数字もあまり根拠が乏しいものだというふうに思っております。

予算を組むときに村長は前から、どこの村長も同じだと思うけれども、めり張りのある予算を組むと、そういうことを常々言っております。ところが、この2つとも、4,000万円もそれから300万円もそれぞれ相手から言われたこと、言われた数字をそのまま受け入れていると、自主性がない、そういう感じがいたします。

その2つのそれぞれの補助金、出資金についての考え方、数字が私は賛成できないということで反対討論といたします。

○議長（上條光明君） 次に、本案に賛成の議員の討論を許します。

大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） 賛成の立場から討論します。

先ほど松本山雅の問題が出ていますが、この点については確かに村民の中にはまだ十分理解できていない部分がたくさんあると思いますが、やり方によっては先ほどの大月議員のようにプラスの方向にも展開できるというところで、村の努力、また議員の努力も非常に買いながらプラスの方向へ、住民の中へ十分説明をしながらやっていくというところを望みまして賛成にします。

もう1つは、先ほど小規模多機能の問題が出ていますが、これは介護保険法の改正とか社会保障の問題でどんどん変わってくる中で、やっぱり施設から在宅へという流れが出ています。そういう中でこの施設をつくるというのは非常に意義のあるものであり、またふれあいの館の中でのしゃぼん玉もその中へ入る。障害者の施設もまたタイムケアとかいろんなどころでの施設の拠点になるというところで、村も協力しながらこの数字を出したというのは納得できます。

そのほかにも小さな問題では笑顔で登校とか、具体的にこう目に見える形で福祉、また教育なんかの面でもこう進んできているなというのを感じます。

そういう点から見て、問題はありますが賛成の討論とします。

○議長（上條光明君） 以上で討論を終結し直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（上條光明君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案件に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案件を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（上條光明君） 起立多数であります。よって、議案第39号「平成24年度山形村一般会計補正予算（第1号）」については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第40号「平成24年度山形村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」について討論、採決を行います。

討論を行います。

最初に、本案件に反対の議員の討論を許します。

大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） 反対の立場から討論します。

先ほど条例の中で国民健康保険条例が変えられ保険料が上がるという、その予算で
あります補正予算でありますので賛成できません。

○議長（上條光明君） 次に、本案に賛成の議員の討論を許します。

（発言する者なし）

○議長（上條光明君） 以上で討論を終結し直ちに採決したいと思いますが、ご異議ご
ざいませぬか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（上條光明君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案件に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案件を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（上條光明君） 起立多数であります。よって、議案第40号「平成24年度山
形村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」については、原案のとおり可決するこ
とに決定しました。

次に、議案第41号「平成24年度山形村介護保険特別会計補正予算（第1号）」に
ついて討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ご
ざいませぬか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（上條光明君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案件に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案件を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（上條光明君） 起立全員であります。よって、議案第41号「平成24年度山
形村介護保険特別会計補正予算（第1号）」については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号「平成24年度山形村公共下水道事業特別会計補正予算（第1
号）」について討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(上條光明君) ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案件に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案件を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(上條光明君) 起立全員であります。よって、議案第42号「平成24年度山形村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)」については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号「平成24年度山形村水道事業会計補正予算(第1号)」について討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(上條光明君) ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案件に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案件を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(上條光明君) 起立全員であります。よって、議案第43号「平成24年度山形村水道事業会計補正予算(第1号)」については、原案のとおり可決されました。

以上で既提出議案審議、表決は終了しました。

ここで、先ほど採択となりました請願に関する意見書作成等議案整理のため、暫時休憩します。休憩。

(午後 1時47分)

○議長(上條光明君) 休憩を閉じ、本会議を再開します。

議事日程はお手元に配付のとおりです。

(午後 1時57分)

◎発議第8号

○議長（上條光明君） 日程第16、発議第8号『義務教育費国庫負担制度』の堅持に関する意見書の提出について議題とします。

本案件の提出議員の趣旨説明を求めます。

大月民夫議員。

（10番 大月民夫君 登壇）

○10番（大月民夫君） それでは、発議第8号の『義務教育費国庫負担制度』の堅持に関する意見書について提案説明を行います。

意見書の文面につきましてはご覧いただきたいと思いますが、義務教育費国庫負担制度は、すべての国民に対し国が必要な経費を負担することにより、教育の機会均等及びその水準の維持向上を図る目的であり国の責務であります。義務教育費の国庫負担金を減額し、地方自治体への負担に切りかえていくなれば、地方財政は圧迫され、地方自治法の本旨に基づく主体的な行政の確保が困難になり、教育の機会均等及びその維持向上も保証されなくなる恐れがあると考えられます。

以上の理由により、「義務教育費国庫負担制度」が堅持されることを強く要望する意見書を提出するものです。

意見書の提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣です。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（上條光明君） 本案件の提出議員の趣旨説明が終わりましたので、これより本案件に対する質疑を行います。

本案件に質疑のある議員の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（上條光明君） 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案件は討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（上條光明君） ご異議ないものと認め、採決いたします。

本案件に賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（上條光明君） 起立多数であります。よって、発議第8号『義務教育費国庫負

担制度』の堅持に関する意見書」の提出についての件は、原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続審査の申出について

○議長（上條光明君） 日程第17、「閉会中の継続審査の申出について」議題とします。

各委員長より会議規則第75条の規定による閉会中の継続審査・調査の申し出がお手元に配付のとおり提出されました。

お諮りします。閉会中の継続審査・調査事項については、各委員長申し出のとおり承認することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（上條光明君） ご異議ないものと認め、各委員長の申し出のとおり閉会中もなお継続審査・調査することに決定しました。

◎議員派遣の件について

○議長（上條光明君） 日程第18、「議員派遣の件について」議題とします。

お諮りします。お手元に配付の議員派遣の件のとおり派遣したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（上條光明君） ご異議ないものと認めます。よって、お手元に配付の議員派遣の件のとおり派遣することに決定しました。

以上で今定例会の議事日程はすべて終了しました。

◎村長あいさつ

○議長（上條光明君） ここで、村長よりあいさつがあります。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） 去る6月6日より開会されました平成24年第2回山形村議会定例会でありましたが、ただいまをもちまして閉会の運びとなりました。今定例会に

上程いたしました条例の制定や条例の一部改正、計7件、さらには一般会計初め5会計の補正予算など合計12議案につきまして原案どおりお認めいただきありがとうございました。

議会中に承りましたご意見、ご提案は真摯に受けとめ、今後の対応等につきまして参考にしてまいりたいというように思っております。なお、お認めいただきました予算執行に当たりましては、財政状況がより厳しい中であるため、さらに合理的かつ効率的な運用に心がけてまいる所存であります。

終わりに、議員の皆様方のご健勝とご活躍を心よりご祈念申し上げまして閉会のあいさつにさせていただきますと思います。

大変ご苦勞さまでございました。

◎閉会の宣告

○議長（上條光明君） 以上で、平成24年第2回山形村議会定例会を閉会し散会いたします。

ご苦勞さまでした。

（午後 2時02分）